



Laws

国際ソロプチミスト定款

2019年3月

目 次

署名 (*注 1)	1
<u>定 款</u>	
前 文	3
1. モデル定款	4
2. 目 的	4
3. 権 限	4
4. 構成員および理事に対する便宜	6
5. 有限責任	7
6. 保 証	7
7. 解 散	7
8. 構成員	7
9. 当会社の構成員の全体会合	8
10. 理事会	9
11. 理事会の議事手続	9
12. 理事会の権限	11
13. 選出・任命による役職保持者	12
14. 記録、計算書類	12
15. 使用する伝達手段	13
16. 補 償	13
17. 改 正	13
18. 用語の説明	14

(*注 1) 原文では署名入り：本文は翻訳文なので署名は掲載されていません。

*英文の SI 定款が公式文書であり、日本語訳は皆様の理解を助けるために用意されたものです。
(5 リジョン共通翻訳)

株式資本を有さない会社

SI (国際ソロプチミスト)

の

基本定款

この基本定款の各署名者は、
「2006 年会社法」の下で会社を結成することを望んでおり、
当会社の構成員になることに同意している。

各署名者の名前

各署名者による認証

国際ソロプチミスト アメリカ

認定署名人

国際ソロプチミスト ヨーロッパ

認定署名人

国際ソロプチミスト サウス・ウエスト
パシフィック (公開保証有限責任会社)
AC147990627

認定署名人

国際ソロプチミスト グレートブリテン
&アイルランド

認定署名人

日付 : 2013 年 8 月 19 日

会社番号：8670477

2006 年会社法

SI (国際ソロプチミスト)

の

通常定款

2013 年 8 月 30 日

に法人化

2006 年会社法

株式資本を有さない
保証有限責任会社

SI (国際ソロプチミスト)

の

通常定款

前文

国際ソロプチミストは、世界中の女性のための国際ソロプチミストの奉仕クラブの連盟をまとめるために、そして、世界のあらゆる地域で国際ソロプチミストの「目的」の推進を促し、エンパワーし、可能にし、奨励するために、1928年に非法人協会として設立された非営利の組織である。ソロプチミスト運動は、1921年に米国カリフォルニア州のオークランドで最初のソロプチミスト・クラブが設立されたのに伴い始まった。

国際ソロプチミストは、理解促進、提唱、活動を通じて女性と女兒の生活と地位を向上させるためのグローバル・ボイスである。

国際ソロプチミストは、国家間の政治論争を引き起こす問題に関して、政党政治に関して、宗教問題に関して、現在も将来も常に厳正中立である。

国際ソロプチミストには、世界共通であるよう意図され、好ましくない広告や営利目的に利用されないよう構成連盟によって守られているエンブレムがある。エンブレムは、構成連盟、連盟を構成するクラブ、個々のソロプチミストが、世界的な国際ソロプチミスト運動の一員としての自己の身分を明らかにするために使用することができる。

エンブレムは、円盤上に両腕で「Soroptimist」のバナーを掲げる女性像があり、その背後に太陽の光が広がり、バナーの片側からは檜の実と葉が下がり、他方からは月桂樹の葉が垂れ、「International」の文字が外円にある構成となっている。

ソロプチミズムの原則は、

- 女性の地位向上
- 高い倫理基準
- 万人の人権
- 平等、開発、平和
- 国際理解、親善、平和の推進

を求め努力することである。

1. モデル定款

「2008年会社（モデル定款）規則」の第2表に記載の、非公開保証有限責任会社のためのモデル定款は、当会社には適用しないものとする。

2. 目的

当会社の目的は、直接、または他の人たちに働きかけたり他の人たちを支援したりすることを通じて、以下を推進することである：

- 教育の向上
- 保健と救命の向上
- 貧困の軽減と予防
- 優れた市民性と地域社会開発の向上
- 人権、平和、平等、多様性の向上

それは、世界中の一般市民のため、特に女性と女兒が、現在は不平等であったり不利な状況にある社会の中で、自分の地位、立場、役割を向上できるようにするために行うものである（「目的」）。

3. 権限

当会社は以下の権限を持つ。これらの権限は、「目的」の推進においてのみ行使することができる：

- 3.1 国際ソロプチミストとして知られている既存の非法人協会のすべての機能を引き継ぎ、財産を取得し、責任を引き受ける。
- 3.2 国際連合、国連機関、国連の専門機関および関連するプログラムや活動に、代表、デレゲート、オブザーバーを派遣する。
- 3.3 大会、会議、講演会、セミナーを開催または宣伝する。
- 3.4 「目的」に関連のある事項について、政府や他の機関およびそういった政府や機関の個々のメンバーへのキャンペーンやロビー活動を行う。（また、政府や他の機関およびそういった政府や機関の個々のメンバーのキャンペーンやロビー活動を奨励する。）ただし、常に当会社の厳格な政党政治の中立性を維持する。
- 3.5 世界中のソロプチミストに、「目的」を推進するための活動に従事するよう奨励する（ただし、連盟のいかなる権限をも侵害しないようにこの権限を行使するという条件の下で）。
- 3.6 調査を推進または実施する。
- 3.7 アドバイスを提供する。
- 3.8 情報を公表または配布する。
- 3.9 他の機関と協力する。

- 3.10 他の非営利組織を支援、運営、設立し、受託者（177 項により定義されているものを含む）の役目を務める。
- 3.11 何らかの手段で資金を調達する。
- 3.12 資金を借入れ、融資の保証をする。
- 3.13 何らかの種類の資産を取得または賃借し、使用できるようその保守管理を行い設備を整える。
- 3.14 何らかの種類の資産を賃貸または処分する。
- 3.15 金銭の助成または融資を行い、保証をする
- 3.16 「目的」のいずれかのために作られた他の非営利機関または慈善団体とパートナーシップ、共同事業、協力協定を設けたり、それらに合体、合流、参入をする。
- 3.17 特別の目的のため、または将来の出費に対する準備金として、資金を別途取り置く。
- 3.18 「2000年受託者法」によって信託の受託者が行うことが認められているのと同じ方法で、同じ条件下で、次のことに着手する：
- (a) 資金を預金または投資する。
- (b) 専門の資金管理者または財務専門家を雇用または任命する。
- (c) 当会社の投資または他の財産を証券信託会社名義で、または、管理業者によって保有してもらう手はずを整える。
- 3.19 予測可能なリスクに対して当会社の財産に保険を掛け、必要なときに当会社を守るために他の保険に加入する。
- 3.20 理事の賠償責任保険を負担する。
- 3.21 第4条により、適切な期間、有給または無給の代理人、職員、顧問を雇う。
- 3.22 他の機関へ、または他の機関のために、サービスを提供する契約を結ぶ。
- 3.23 当会社を援助するまたは当会社の代理を務めるための子会社を設立する。
- 3.24 当会社結成の費用を負担する。
- 3.25 「目的」を推進する、またはそれを助けるために、法律の範囲内で他の何らかのを行う。

4. 構成員および理事に対する便宜

4.1 当会社の財産と資金は、「目的」の推進のためのみに使われなければならないが、当会社の構成員の所有物でも理事の所有物でもない。それらは、個人的な利益や恩恵を生み出すために使われてはならない。ただし：

- (a) 構成員および理事は、当会社と契約を結び、提供した物品またはサービスに対して妥当な支払いを受けることができる。
- (b) 構成員および理事は、当会社への貸付金に対する妥当な率の利息の支払いを受けることができる。
- (c) 構成員および理事は、当会社に貸し出されたまたは賃貸された財産に対する妥当な貸し出し料または賃貸料の支払いを受けることができる。

4.2 理事は、以下の場合を除き、(直接、間接にかかわらず) 当会社から金銭の支払いまたはその他の物質的な恩恵を受けてはならない：

- (a) 3.18 項 (賠償責任保険)、4.1 項 (b) (利息)、4.1 項 (c) (貸し出し料)、4.3 項 (契約による支払い) に述べられたもの。
- (b) 当会社の業務で実際にかかった妥当な立て替え費用 (宿泊費、交通費など) の還付。
- (c) 当会社の運営の中で正当に負った賠償責任についての補償 (刑事訴訟に対する成功した弁護の費用を含む)。
- (d) 理事による株式保有が 1 パーセントを超えない会社への支払い。

4.3 理事は当会社の被雇用者でないかもしれないが、理事または関連当事者は、次の場合、報酬またはその他の物質的な恩恵と引き換えに物品またはサービスを提供する契約を当会社と結ぶことができる：

- (a) その物品またはサービスが当会社によって本当に必要とされている。
- (b) 報酬の性質と程度が、その物品またはサービスの価値との関連で妥当な範囲を超えず、4.4 項の手続きに沿って理事会会合で設定されている。
- (c) 1 会計年度中にそのような契約の影響を受ける理事が半数を超えない。

4.4 4.5 項により、何らかの事項に関して利益相反理事になる理事は、次のことを行わなければならない：

- (a) その事項に関する協議が始まる前に、自らの利害の性質と程度を明らかにする。
- (b) 情報提供のためにその場に留まるよう特別に要請されない限り、その案件のための会合から退席する。
- (c) 会合のその部分の定足数に算入されない。
- (d) 表決中は身を引き、その事項についての表決権を返上する。

4.5 いずれかの理事が利益相反状態にある時には、利益相反状態にない理事は、利益相反理事を算入しなくても定足数を満たして、そうすることが当会社にとって最大の利益になるということに納得しているならば、利益相反理事の不在時に承認した決議によって、利益相反理事にとって生じた、または、生じるかもしれない利害もしくは責務の衝突にもかかわらず、利益相反理事が次を行うのを許可することができる：

- (a) 決定を行うことおよび／または表決へとつながる協議への参加を続ける。
- (b) 当会社の秘密の情報を第三者に開示する。
- (c) 利益相反理事または関連当事者による間接または直接の報酬または物質的恩恵の受領（当会社からであるなしにかかわらず）を伴わず、さもなければ認められない他の行動を取る。
- (d) その利益相反を取り除くために必要な措置を取るのを控える。

4.6 この第4条は改正してはならない。

5. 有限責任

構成員の責任は1ポンドに制限されている。これは、万一当会社が畳まれる場合当会社の財産に寄付するために各構成員が引き受ける額である。

6. 保証

各構成員は、自らが構成員である間またはその後12か月以内に当会社が解散する場合には、解散の費用および、その寄付者が構成員であった間に当会社が負った賠償責任に向けて最高で1ポンドまで支払うことを約束する。

7. 解散

当会社が解散する場合には、すべての未払負債のための準備が整えられた後に残っている財産（もしあるなら）を、構成する連盟の数と各連盟内のクラブの会員である個々のソロプチミストの数を参照して計算された額で、（または、上述の計算方法および、連盟、連盟の所属クラブ、連盟の地域内に居住する個々のソロプチミストによってなされた寄付を考慮に入れた後、理事会が適切と考える割合で、）構成連盟から指名された慈善組織に分配することによって割り当てなければならない。そのような慈善組織は、当会社と目的、活動が同じか、その範囲に収まる目的、活動を持っていることが求められる。

8. 構成員

8.1 当会社は、構成員の登録簿を維持しなければならない。

8.2 当会社の**構成員の地位**は、どの連盟も得ることができる。当初の構成員は署名者であり、新しい連盟は、理事会の裁量により構成員になることが認められるものとする。

8.3 理事会は、会費の額を設定することができる。

8.4 構成員の地位は、当該構成員が次の場合に終結する：

(a) 当会社へ書面の脱退届を提出する。ただし、その脱退後に少なくとも2つの構成員が残留する場合に限る。また、エンブレムおよび構成員の名称に「Soroptimist International (国際ソロプチミスト)」という語を使用することについて、構成員の別個の同意の要件に従う。

(b) 存在をやめる。

(c) 関係のある会費(もしあるなら)の納入が6か月滞る。(ただし、そのような場合には、当該構成員は未納額を支払えば復帰できる可能性がある。)

(d) 理事会の妥当な見解として、その構成員が構成員であり続けることが当会社にとって有害であるとの根拠の下、理事会の決議により、構成員の地位から外される。理事会がそのような決議を可決できるのは、当該構成員の判明している最後の住所に書面で通知し、その構成員が通知受領後正味日数で14日以内に提出した書面による異議(もしあるなら)を考慮に入れて、(特別に招集された理事会会合において)本件を検討した後のみとする。

8.5 当会社の構成員の地位は譲渡不可能である。

9. 当会社の構成員の全体会合

9.1 構成員は、認定代表者または代理人によって、全体会合に出席する資格がある。代理人届出書は、会合の少なくとも24時間前に総務役に届けられなければならない。12.4項に準じて作成される関連の細則で示されるように、他の人も全体会合に出席し、発言が認められる場合がある。全体会合は、正味日数で28日前までの書面の通知によって招集される。そこには、協議すべき議題が具体的に述べられ、AGMの場合は、9.9項の(a)と(b)を含め、その会合で提示される文書のコピーを添付するものとする。

9.2 構成員すなわち、本人が直接または代理人によって出席している認定代表者の数が、構成員の総数の75パーセント以上であれば、全体会合の定足数は満たされる。

9.3 全体会合は、関係する認定代表者もしくは代理人が直接出席することによって、または、参加するそれぞれの認定代表者もしくは代理人と会合の議長が他の参加者全員と適切に意思の疎通を図ることができる、理事会の同意を得た電子的手段を通じて、開催することができる。この場合、会合の開催場所は、参加者の最大数が集められるところか、そのような場所がなければ、その会合の議長がいる場所と見なすものとする。

9.4 全体会合では、会長または、(会長が議長を務めることができない、またはそれを望まない場合には)出席者が選出した認定代表者が議長を務める。

9.5 本定款または「会社法」により別段に求められない限り、各案件は、投じられた票の単純過半数によって決定される。

9.6 認定代表者を通じてまたは代理人によって出席している各構成員は、各案件について1票を投じる。認定代表者も代理人も、同時に当会社の理事にはならないものとする。

9.7 「2006年会社法」に則って可決された書面による決議は、全体会合で実際に可決された決議と同様に有効である。

9.8 初回を除き、当会社は毎年AGMを開催しなければならない。初回のAGMは、当会社の法人化後18か月以内に開催しなければならない。

9.9 AGMにおいて、構成員は：

- (a) 前会計年度の当会社の計算書類を受け取る。
- (b) 前会計年度の当会社の活動について理事会報告書を受け取る。
- (c) 前回の AGM の日以降に起こった選出・任命による役職保持者と理事の任命、選出、退任について確認する。
- (d) 当会社のために監査人または**独立検査人**を任命する。
- (e) ポリシーに関わる問題について協議、決定し、理事会によって提起された他の議題を処理する。

9.10 全体会合（AGM 以外）は、理事会によっていつでも招集することができ、「2006 年会社法」の 303 項に準じて求められた場合には、21 日以内に招集しなければならない。

10. 理事会

10.1 理事は、当会社およびその財産ならびに資金を管理する。

10.2 理事会は、以下の個人で構成されるものとする：

- (a) 会長、トレジャラー、提唱ディレクター。
- (b) 構成員である各連盟により、その連盟の通常の手続に沿ってその時々任命された追加の 2 人。

10.3 理事は、以下の場合自動的に理事ではなくなる：

- (a) 精神的または身体的に、自分で自分のことができない。
- (b) 任命した連盟の決議によって解任される。
- (c) 理事会への書面の通知により本人が辞任する（ただし、最低 2 名の理事が留任する場合に限る）。

10.4 理事会がその時点では気付いていない、理事の任命における技術的不備は、会合で行われた決定を無効にするものではない。

11. 理事会の議事手続

11.1 理事会は、毎年少なくとも 1 回の会合を開かなければならない。

11.2 理事会会合の定足数は、対面式での開催であれ、電子的手段を通じての開催であれ、8 人の理事である。

11.3 理事会会合は、対面、または参加者が他の参加者全員と適切に意思の疎通を図ることができる、理事会の同意を得た電子的手段を通じて開催することができる。

11.4 それぞれの理事会会合では、会長または、(会長が議長を務めることができない、またはそれを望まない場合には) 出席した理事により選ばれた他の理事が議長を務める。

11.5 各案件は、理事会会合で投じられる票の単純過半数によって決定されるが、理事の必要多数による署名がなされた書面による決議は、会合で可決された決議と同様に有効である。そのような決議は、この目的のために 2 つ以上の文書に含まれる可能性があり、最後の署名がされた日に可決されたものとして扱われる。

11.6 各理事は各案件について 1 票を有しており、賛否同数になった場合議長決済は行わないものとする。

11.7 会長エレクトが就任し、その日から会長エレクトが理事会会合に出席するようになるまでは、直前会長が理事会会合に出席する。手続コンサルタントと総務役も理事会会合に出席する。これらの出席者は、理事会会合で発言する資格はあるが表決権はないものとする。直前会長または会長エレクトが 11.11.1 項に則って代理理事に任命されている場合を除き、これらの出席者は、理事会会合で発言する資格はあるが表決権はないものとする。

11.8 理事会の裁量によって、会長エレクトが就任後の直前会長、当社の職員と顧問、理事ではない委員会メンバーおよび、理事会がその時々同意した他の人たちに、理事会会合に出席し理事会の資料を受け取るよう要請することができる。また、理事会は、そのような出席や理事会資料の回覧に関して、その時々細則を改正することができる。そのような追加の出席者は、理事会によって求められたときにのみ発言するものとし、そのようないずれの追加出席者も、一切の表決権はないものとする。

11.9 理事会がその時点では気付いていない、議事手続き上の不備は、会合で行われた決定を無効にするものではない。

11.10 理事の数が理事会会合の定足数に満たない場合には、理事会には、次を行う権限がある：

- (a) 構成連盟が空席を埋めるまで務める追加の理事を任命する。
- (b) 構成員の全体会合を招集する。
- (c) 当社の財産を保ち守るための措置を講じる。

11.11 代理理事の任命と解任

11.11.1 10.2 項 (b) に則って任命された理事が、理事会会合に出席することができない、または出席を望まない場合には、その理事を任命した構成連盟 (“任命者”) は、誰か他の人を代理理事に任命し、代理が任命された理事の不在時に理事たちが行う決定に関連して、その理事の権限を行使しその理事の責任を遂行してもらうことができる。

11.11.2 代理理事の任命、解任は、任命者の署名がされた書面で、その代理理事が代理理事として出席する初めての会合の少なくとも 24 時間前に、当会社 (総務役宛) に届けられなければならない。

11.11.3 その通知状では、当該理事および提案されている代理人は誰であるのかを示し、また、提案されている代理人は当該理事の代理人として行動する意思がある旨を述べた、本人の署名入りの文を含めなければならない。

11.12 代理理事の権利と責任

11.12.1 代理理事は、理事の会合、理事の書面による決議や決定に関して、当人が代理を務める理事と同じ権利を持つ。代理理事の権利は、当人が代理を務める理事の不在時にのみ行使することができる。

11.12.2 本定款に別段に特記されている場合を除き、代理理事は、

- (a) いかなる目的に対しても、当会社の理事と見なされる。
- (b) 自分自身の作為と不作為に責任を負う。
- (c) 当人が代理を務める理事と同じ制約を受ける。
- (d) 任命者や当人が代理を務める理事の仲介人とは見なされない。

11.12.3 代理理事は、定足数の参加があるかどうかの決定上、参加として数えることができる(ただし、当人が代理を務める理事が参加できたにもかかわらず参加していない場合のみ)。しかしながら、代理理事を、定足数の参加があるかどうかの決定上、複数の理事として数えることはできない。

11.12.4 代理理事は、代理理事を務めることに対して、当会社からどのような報酬も受け取る資格はない。

11.13 代理理事職の終結

代理理事の代理理事としての任命は、次の場合終結する：

- (a) 任命者が当会社への書面の通知により任命を取り消したとき。
- (b) もし、当人が代理を務める理事に関して起こったなら、その理事としての任命の終結という結果をもたらすであろう出来事が、代理理事に関して起こった場合。
- (c) 当人が代理を務める理事が死亡したとき。
- (d)
- (e) 当人が代理を務める理事の、理事としての任命が終結したとき。

12. 理事会の権限

理事会は、本定款に記載の他の権限に加えて、当会社の運営管理において以下の権限を持つ：

12.1 当会社の総務役の役割を務める個人(理事の場合もある)を任命(し解任)する。

12.2 理事会の機能のいずれかを、理事会が任命した1人以上の理事および、構成連盟から受けた推薦からを含め、その時々により理事会が決定する他の人たちが構成される下部委員会に委任する。下部委員会のすべての議事内容は、速やかに理事会に報告されなければならない。

12.3 細則を本定款および「会社法」と一致させる：

- (a) 当会社の構成員の全体会合での議事進行を管理し、代理人届出書について規定するため。

(b) 理事会と下部委員会に関して。

(c) 当会社の運営（銀行口座の運用と資金の預託を含む）およびその印璽（もしあるなら）の使用について。

(d) 役職保持者の選出を規定するため。

12.4 当会社内の紛争および不一致の解決を助けるための手続きを設ける。

12.5 構成員に留保されていない当会社のいかなる権限をも行使する。

13 選出・任命による役職保持者

13.1 当会社には、12.3 項 (d) の下で設けられた役職保持者に関する細則に沿って選出または任命された、会長、トレジャラー、会長エレクト、直前会長、提唱ディレクターおよびその他の役職保持者を置くものとする。

13.2 選出・任命による役職保持者はそれぞれが、細則によって割り当てられた任務を遂行するものとする。

14. 記録、計算書類

14.1 理事会は、財務およびその他の記録を取ることに、計算書類の監査または独立検査および、次の書類の作成と会社登記官への送達について、「会社法の」要件に従わなければならない：

(a) 年次届出書

(b) 年次報告書

(c) 年次決算書

14.2 理事会は、以下を適切に記録しなければならない：

(a) 全体会合でのすべての議事

(b) 理事の会合でのすべての議事

(c) 委員会のすべての報告

(d) 得たすべての専門的なアドバイス

14.3 当会社に関係する会計記録は、通常の業務時間内のいつでも、理事による精査が受けられるようにしなければならない。理事会が決めた場合には、理事ではない人による精査が受けられるようにすることができる。

14.4 提供可能な最新の決算報告書のコピーは、請求に応じて、いかなる理事または構成員にも提供しなければならない。コピーはまた、書面で要請し、当会社の妥当な費用を負担するそれ以外のいかなる人にも、2 か月以内に提供しなければならない。

15. 使用する伝達手段

15.1 本定款の適用を受け、本定款の下で当会社によって、または当会社に対して送付、提供されるものは、当会社によって、または当会社に対して送付、提供されることが「2006 年会社法」のいずれかの条項によって認められている、または求められている、文書や情報のために同法が提供しているいかなる方法でも、送付、提供され得る。「2006 年会社法」にある会社の伝達に関する条項は、本定款の下で送付または提供されるいかなるものにも適用されるものとする。

15.2 当会社によって送付または提供される伝達情報は、次の場合に所定の受け手によって受け取られたと見なすものとする：

(a) 郵送の場合は、投函されてから 24 時間後。

(b) 手渡しの場合は、その受け渡し時。

(c) 電子的手段により送られる場合は、それが送信された直後。

(d) ウェブサイト上で入手できるようにされる場合は、その伝達事項のウェブサイト上への掲載を知らせる通知が所定の受け手によって受け取られたとき、または、後日の場合は、その伝達事項がウェブサイト上に現れた日。

15.3 当会社によって伝達情報が送付または提供される場合には、「2006 年会社法」に従い、当会社はウェブサイト上でその文書や情報を入手できるようにすることができる。

15.4 本定款に従い、理事会による決定に関連して理事に送付または提供されるべき通知や文書は、当面の間、その理事がそのような通知や文書を送付または提供するよう依頼した手段によっても送付または提供され得る。

15.5 理事は、特別な方法でその理事に送付された通知や文書は、送付から所定の時間内に受け取られたものと見なされること、またその所定の時間を 48 時間未満とすることを当会社と同意することができる。

16. 補償

当会社は、当会社のそれぞれの理事がその職責の中で負った賠償責任について、「2006 年会社法」に認められた範囲で補償するものとする。

17. 改正

本定款は、当会社の構成員の少なくとも 75 パーセントによって可決された決議によって改正することができる。ただし、

17.1 構成員が短期間の通知に同意していない限り、改正案についての通知は、正味日数で 28 日前までに構成員に行われていなければならない。

17.2 「目的」または本項に対して根本的変更を加えるような場合には、改正は一切無効である。

17.3 第 4 条は改正してはならない。

18. 用語の説明

18.1 本定款では、文脈によって別の意味が示されない限り、以下の意味で使われる：

‘AGM’ (AGM = annual general meeting)	当会社の毎年の全体会合
‘本定款’ (these articles)	当会社の定款
‘認定代表者’ (authorized representative)	当会社の会合で構成組織を代表して行為を取ることがその組織によって認められ、その氏名が総務役に伝えられている個人
“理事会” (the Board)	理事たち（複数）のこと
“当会社” (the Company)	本定款により運営管理される会社
‘正味日数’ (clear day)	起点の出来事後の夜中 12 時から 24 時間
‘クラブ’ (Club)	連盟によって認証され、連盟の一員であり、ソロプチミストとして知られている個人会員を擁する地元のボランティア奉仕クラブ
‘会社法’ (the Companies Acts)	当会社に適用される限りにおいて「会社法」（「2006 年会社法」）での定義の通り）
‘利益相反理事’ (Conflicted Director)	当人または関連当事者が当会社から恩恵（賠償責任保険料の支払い以外）を受けているもしくは受ける立場にある、または、決定されるべき事項に対してもしくは当会社の秘密の情報に関連して何らかの別個の利害もしくは責務を持っているという理由により、利益相反が生じているまたは生じるのがもっともな理事
‘関連当事者’ (connected person)	理事に関連。当該理事の配偶者、法的に承認されたパートナー、パートナー、親、子、兄弟、姉妹、祖父母、孫。当該理事が構成員または被雇用者である事務所。当該理事会が株式資本の 1% 以上に受益権を持つ取締役、被雇用者、株主である会社
‘大会’ (Convention)	「目的」や、本協会や世界中のソロプチミストによって遂行されている本協会の「目的」の推進における活動プログラムについて学び、話し合い、精査し、見解を作り出すことを目的に、世界中からやって来る個々のソロプチミストや他の招待客が、一堂に会することのできる、4 年ごとに開催の特別の大会

‘管理業者’ (custodian)	財産またはそれに関連した文書もしくは記録の安全な保管を行う人または機関
“理事” (Director)	当会社の理事のことで、“理事たち” (the Directors) は理事会のこと
‘文書’ (document)	別段に特記されていない限り、電子的形態で送付または提供された文書を含む
‘電子的形態’ (electronic form)	「2006 年会社法」の 1168 項の中で与えられた意味を持つもの
‘連盟’ (Federation)	広範な地理的領域においてクラブをまとめ、本協会の「目的」を推進するために設けられたクラブの組織的グループ。本規約採択後に加わることが認められる連盟の場合、規約に沿った取り決めが本協会に示され、構成連盟としてふさわしいとして理事会によって承認されるものとする
‘財務専門家’ (financial expert)	「2000 年金融サービス・市場法」の下で投資のアドバイスを与える権限を与えられた個人、会社、事務所
‘会計年度’ (financial year)	当会社の会計年度
‘根本的変更’ (fundamental change)	本協会に寄付をしている人のもっともな思考の範囲に納まらなかったような変更
‘事務所’ (firm)	有限責任事業組合を含む
‘賠償責任保険’ (indemnity insurance)	刑事訴追や民事手続に対する成功した弁護の費用に対する、また、理事会メンバーが信託違反や義務違反であるまたは、そのような違反があるとの申し立てが行われた何らかの作為や不作為（当該理事会メンバーが、その作為や不作為が信託違反や義務違反であることを知っていた、または、信託違反や義務違反であるかどうかに関わらず無頓着であった場合を除く）について負う個人的賠償責任に対する保険
‘物質的な恩恵’ (material benefit)	金銭に関連したものではないかもしれないが金銭的価値のある恩恵
‘構成員、構成員の地位’ (Member、membership)	当会社の社員であることを指す — すなわち、連盟のことであり、誤解を避けるために記しておく、個々のソロプチミストことを指すのではない

‘月’ (month)	暦月
‘証券信託会社’ (nominee company)	イングランドまたはウェールズで登記しているか同地に常設の事業所を持っている法人
‘目的’ (Objects)	本定款の第2条に定義されている当会社の「目的」
‘個人的利害関係’ (personal interest)	理事または関連当事者が直接的、間接的恩恵を受ける状況や出来事（賠償責任保険料の支払い以外）
“役職保持者” (Position Holder)	12.3 項に則って作られた細則に従って、特定の国際ソロプチミストの役職に選出または任命された人
“手続コンサルタント” (Procedural Consultant)	12.3 項に則って作られた細則に従って、会長によってこの役職に任命された人
‘総務役’ (Secretary)	理事たちによって当会社の総務役に任命されている人（もしあるなら）または、当会社の総務役の機能を果たす他の人
‘177 項’ (Section 177)	「2011 年慈善団体系」の 177 項
‘ソロプチミスト’ (Soroptimist)	クラブの個々の会員
‘署名者’ (Subscribers)	当会社の基本定款の署名者
‘書面’ (written, in writing)	紙の上で読める文書または、電子的手段によって送られ紙に印字可能な文書
‘年’ (year)	暦年

18.2 本定款に別段に特記されていない限り、「会社法」で定義された表現は同じ意味を持つ。

18.3 議会制定法への言及は、その時々改正または再制定された当該法律およびその下で作られた下位法を指す。

18.4 誤解を避けるために記しておくこと、本定款および 12.3 項に則って作られる細則には、イングランドおよびウェールズ法（英国法）が適用される。